8-4 酒 類 免 許

(1) 酒類製造免許場数等

	X		分						末	本	年	度				ち試験の			度	末	本	年	度			年	度末
	<u> </u>		/,			免	許	場	数	免	許	場	数	た	めのタ	克許場数	製	造	場	数	製	造	者	数	蔵	置	場数
l_			_	_	_				場				場			場	i			場				者			場
平	成	9	年	E	茰			55				55				19			39				52				308
		10						55				55				24			38				52				309
		11						55				55				31			38				52				281
		12						55				56				41			37				53				279
		13						56	1			55	57			49			37	′2			53	0			276
清合					酉			32	0			31	5			6			31	2			30	8			54
合	成		清	Ä	酉				1				2			1				-				2			17
l	١ >		甲 乙	类	镇				1				2			1				1				2			22
しち	ょうゅう	{	Z		镇			8					76			2				3				6			29
	14 J	l		計				8					78			3				4				8			51
みビ		IJ			Ή				5				6			1				8				6			18
ビ		_			レ			2					22			2				8				9			24
			果		酉			2				2	24			7			1	3				1			-
果 :	実酒類	1	甘味	未果実活	酉				9				9			2				2				7			-
		Ĺ		計				3				3	33			9			1	5				8.			20
		ſ		ィスキ・	-				2				2			1				-				2			-
ウィ	スキー類	1	ブラ	ランデ・	-				5				4			2				-				3			-
		ĺ		計					7				6			3				-				5			26
				゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚					5				6			2				2				4			-
Z E	リッツ類	1	原料用	用アルコー	・ル				2				3			1				1				2			-
١		Ĺ		計	·=				7			_	9			3				3				6			22
IJ	キ ュ				領			5				5	6			13				9				0			24
			発		酉				5				6			1				1				5			-
雑	酒	\langle	粉		酉			,	-				1			1				-				1			-
			その	他の雑	酒				2				3			6				2				2			-
	_	Ĺ	ر≟	計				1					20			8			^-	3				8			20
5	合	, z	計		$_{\perp}$			56	1			55				49			37	2			53				276
	酒類を	囲	υ <i>π</i>	こも(<i>い</i>				-			37	2			17				_			35	3			58

調査対象 酒税法第7条(酒類の製造免許)の規定により免許を受けた製造場調査時点 平成14年3月31日

- (注) 1 免許場数については、製造免許を受けている酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれ1場として掲げた。
 - 2 「本年度末製造場数」欄には、1製造場で2以上の種類又は品目の酒類を製造している場合には、同期間内に製造数量の最も多かった酒類の欄のみに1場として掲げた。
 - 3 「本年度末製造者数」欄には、本店の所在地において、その製造者が免許を受けている酒類の種類又は品目ごとに1人として掲げた。
 - 4 「各酒類を通じたもの」の行には1製造場で2以上の酒類又は品目の酒類の製造免許を受けている場合でも1場として掲げた。

(2) 酒母及びもろみの製造場数

X	分	製	造	場	数
					場
酒	母				11
もろ	み				41

調査時点

平成14年3月31日

(注) 用語の説明

- 酒税法第8条(酒母等の製造免許)の規定により製造免許を受けた場数を掲げた。
- 用語の説明 1 酒母とは、 酵母で含糖物質を発酵させることができるもの 酵母を培養した もので含糖物質を発酵させることができるもの これにこうじを混和したものを いう。
 - 2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。

(3) 酒類販売免許場数等

<u>(3) </u>							
		前年度末		度販売	場数	本年度末	
	分	的一及小		販売方法に			
	73	販売場数	の条件が付さ		計	販売業者数	
			れているもの	_			
		場	場	場	場	者	
	√全 酒 類 ビ ー ル		57	365	422	242	
	ビール	30	5	24	29	19	
販売方法に条件が付されて	洋 酒	137	6	129	135	11	
いないもの及び卸売に限る〈	輸出入酒類	30	15	17	32	11	
旨の条件が付されているもの	自 製 酒 類	54	21	31	52	5	
	その他の酒類	13	2	13	15	9	
	合 計	683	106	579	685	297	
	/ 全	11,240	-	-	11,255	10,354	
	_{:洒} 」特殊のもの	343	-	-	337	84	
	_{**} 期收1)	1	-	-	-	-	
	類目計	11,584	-	-	11,592	10,438	
 販売方法に小売に限る旨の	そ(一般のもの	97	-	-	88	70	
	の 特殊のもの	288	-	-	310	219	
条件が付されているもの	他」期限付	9	-	-	9	3	
	の) みりんだけのもの	738	-	-	672	129	
	薬用酒だけのもの	1,080	-	-	1,080	1,075	
	類し計	2,212	-	-	2,159	1,496	
l	信	13,796	-	-	13,751	11,934	
煤 介	業	13	-	-	13	6	
理 理	業	-	-	-	-	-	

調査時点 平成14年3月31日

(注) 免許が2以上の種類にまたがっている場合は、本年度内における販売数量が最も多かった種別の行にのみ掲げた。

用語の説明

- 1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。ただし、 営利を目的とするかどうかは問わない。
 - 2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。

(4) 税務署別製造免許場数、販売免許場数

区分	百 別		製	光計场	··· 造			免	許			
	清酒	合成	しょう		みりん	ビール	果実	酒類	ウィス	キー類	スピリ	
署名		清酒	甲類	乙類			果実酒	甘味果実酒	ウィスキー	ブランデー	スピリッツ	
阜 取	場 9	場 -	場 -	場 1	場 -	場 -	場 1	場 -	場 -	場 -	場 -	
鳥 取 米 子 倉 吉 鳥取県計	8	-	-	3	1	3	-	-	-	-	-	
倉吉	10 27		-	3	- 1	1 4	2	1	-	-	-	
				,	'	7	3	'				
松浜出益石大西島 大田雲田田東郷計	11 6	-	-	6 4	2	1	-	-	-	-	-	
出雲	8	-	-	6	-	1	3	1	-	-	-	
益 田 石目大田	10 5 6	-	-	2	-	-	1	1	-	-	-	
大 東		-	-	6	-	-	1	-	-	-	-	
	1 47	-	-	1 25	- 3	- 2	- 5	- 2	-	-	-	
				20	J		O	_				
岡岡西児倉玉 山山大 東西寺島敷島	2 5 5	-	-	1	- -	1 1	- 1	-	-	-	1	
	5	-	-	1	1	-		-	-	-	-	
児 島 食 勢	6 11	-	-	1 2	-	- 1	- 1	- 1	-	-	- 1	
玉島	14	-	-	7	4	-	2	1	-	-	-	
津 山 玉 野	12 1	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	
笠岡	4	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
局 采 新 見	8 1	-	-	3 1	- 1	-	- 1	-	-	-	-	
瀬	9	-	-	3	-	2	3	1	-	1	1	
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	4 82	-	-	1 22	6	6	1 10	3	-	1	3	
忘忘 島島島島 県 東南西北	1 2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
広島西	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
広 島 北 呉	10 14	-	-	1 3	-	- 1	-	-	-	-	-	
竹一原	6	-	-	2	2	-	1	-	-	-	-	
二 原尾 道	3 4	-	-	1 1	-	-	-	-	-	-	1 -	
竹三尾 福府	5 5	-	-	1	2	1	-	1	-	-	-	
三次		- -	-	1	-	1	1	-	_	-	-	
原	4 5 16	- 1	-	- 1	-	-	-	- 1	- 1	-	- 1	
日間	5	1	1	2		'-	1		1	1		
海田	16 5 2 4	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
R三庄西廿海吉広 日 県 県 県	87	2	2	14	6	6	4	3	2	2	3	
下 関宇 部	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
下 関 宇 部 山 口	4 4	-	-	1 1	- -	- 1	1 -	-	-	1	-	
秘	13	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	
徳加府日	14 5	-	-	2			_	-			-	
岩山	5 7	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	
	4 4	-	-	-			-	-	_	-	-	
柳 井	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
元 長 門 柳 井 厚 狭 山口県計	8 72	-	-	1 8		- 4	1 2	-	-	- 1	-	
					4.0			_	_		_	
全管計	315	2		76 . 乃7 Ñ	16	22 西類販売6	24	9	2	4	6	

(注) 「(1)酒類製造免許場数等」及び「(3)酒類販売免許場数等」を署別に示したものである。

	場		数				販	 売	 免	許	区分
ッツ類	リキュール類	雑		酒	合 計	製造場数	卸	売 業	小,		
原料用アルコール		発泡酒	粉末酒	その他雑酒				販売場数	販売業者数	販売場数	署名
場 - - -	場 1 1 1 3	場 - - -	場 - - -	場 - 1 - 1	場 12 17 18 47	11	場 12 9 8 29	24 9	場 336 345 209 890	場 441 453 258 1,152	鳥 取 米 子 倉 吉 鳥取県計
- - - - -	2 - 1 1 2 - - 6	1 - 1 - - - 2		2 - 1 3	25 11 22 15 7 13 2 95	14 11 5 7	7 8 3 2 1	13 12 13 7 3	369 296 294 199 126 155 101 1,540	448 316 346 211 136 172 113 1,742	松浜出益石大西島村田雲田田東郷計
- - - - - - - - -	1 1 1 3 6 2 - - 2 2 - 6 2 2 2 2 2	1		1 2 1 1 - 5	7 9 8 7 21 36 18 1 5 13 5 27 8 165	13 20 12 1 4 8 3 14	2 - 7 8 6 - 7 4 2 5 6	27 21 4 12 10 23 1 7 5 3 8	291 354 156 150 441 203 489 121 249 105 221 155 3,104	326 438 162 165 536 230 517 127 267 171 113 248 166 3,466	岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
- - - - - - - 1 1 1	- - 1 2 - 4 - 1 3 3 - - 14	- - - - - - - 1 1	1	11 2 3	2 2 1 11 19 13 5 5 15 6 8 5 34 19 3 4 152	1 10 15 9 3 4 10 5 7 5 17 5 3 4	13 6 8 9 5 2 4 4 9 3 3	18 38 16 40 14 9 44 20 8 2 4 7 26 7	183 197 264 333 397 223 215 337 483 233 137 110 169 302 218 105 3,906	256 220 322 454 431 268 257 339	広広広広 竹島島島島県 東南西北 原
- - - 1 1 - - - 1	2 1 1 1 2 - - 2 9	- - - - - - - - -	1	- 1 - - - - - 1 1	7 9 7 16 18 6 10 4 4 5 12 98	4 6 15 14 6 7 4 4 5 9	4 7 4 2 4 4	18 18 7 15 16 8 4 6 7	399 261 198 195 305 186 294 207 159 162 128 2,494	478 313 264 211 345 193 326	下宇山 徳防岩 長柳厚山萩 光 県関部口 山府国 門井狭計